

○枚方市立サプリ村野NP0センター条例施行規則

平成24年12月28日

規則第65号

改正 平成25年3月29日規則第19号

平成25年11月20日規則第49号

平成28年1月4日規則第1号

平成31年4月12日規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立サプリ村野NP0センター条例（平成24年枚方市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(登録の手続)

第2条 条例第5条第1項の登録を受けようとする団体は、枚方市立サプリ村野NP0センター団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、適当と認めたときは、当該申請書の提出を行った団体に対し、枚方市立サプリ村野NP0センター使用団体登録証（様式第2号）を交付するものとする。

3 前項の規定により交付する登録証の有効期間は、その交付の日から当該交付の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

4 前項の登録証の交付を受けている団体は、第1項の規定により提出した申請書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、市長にその旨を申し出なければならない。

(登録を要しない場合)

第3条 条例第5条第1項ただし書の規則で定める場合は、使用日当日に使用の許可の申請をする場合とする。

(一時利用室の使用の許可の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により一時利用室の使用の許可を受けようとするものは、枚方市立サプリ村野NP0センター使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項の利用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、一時利用室の使用の許可の申請を行うことができる。

(平25規則19・平25規則49・平28規則1・一部改正)

(一時利用室の申請の時期)

第5条 前条の規定による使用の許可の申請は、次の各号に掲げる申請しようとするものの区分に応じ、当該各号に定める日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から行うことができる。

- (1) 次号及び第3号に掲げるもの以外の団体 使用日の8週間前の日
- (2) 主に営利活動、政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする団体（次号において「営利団体等」という。）で市内に所在するもの 使用日の4週間前の日
- (3) 個人、主に市民以外の者で構成する団体及び営利団体等で市外に所在するもの 使用日当日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合における使用の許可の申請の時期については、別に定める。

（使用者ID番号の付与）

第6条 市長は、インターネットを利用し、又は庁舎その他の施設に設置する機器を使用して、一時利用室の使用の許可の申請を行おうとする団体に対し、使用者ID番号を付与することがある。

2 第2条第3項の規定は、前項の使用者ID番号の有効期間について準用する。

（長期利用室等の使用の許可の申請等）

第7条 条例第6条第1項の規定により長期利用室の使用の許可を受けようとする団体は、枚方市立サプリ村野NP0センター長期利用室使用（更新）許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 会則又は定款
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 代表者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第6条第1項の規定により貸しロッカーの使用の許可を受けようとするものは、枚方市立サプリ村野NP0センター貸しロッカー使用（更新）許可申請書を市長に提出しなければならない。

4 第1項及び前項の規定による使用の許可の申請の時期等については、別に定める。

（平25規則49・一部改正）

（使用の許可）

第8条 市長は、次の各号に掲げる規定による申請があった場合において、適当と認めるときは、当該申請を行ったものに対し、当該各号に定める許可書を交付する。

(1) 第4条 枚方市立サプリ村野NP0センター使用許可書

(2) 前条第1項又は次条第1項 枚方市立サプリ村野NP0センター長期利用室使用(更新)許可書

(3) 前条第3項又は次条第1項 枚方市立サプリ村野NP0センター貸しロッカー使用(更新)許可書

(平25規則49・平28規則1・一部改正)

(使用の許可の期間の更新)

第9条 長期利用室又は貸しロッカーの使用の許可を受けたものは、条例第9条第3項に規定する使用の許可の期間(第3項及び次条において「許可期間」という。)の更新を受けようとするときは、枚方市立サプリ村野NP0センター長期利用室使用(更新)許可申請書又は枚方市立サプリ村野NP0センター貸しロッカー使用(更新)許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出する枚方市立サプリ村野NP0センター長期利用室使用(更新)許可申請書には、第7条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定による申請書の提出は、次の各号に掲げる更新を受けようとする施設の区分に応じ、当該各号に定める日までにしなければならない。

(1) 長期利用室 許可期間の末日の3月前の日(許可期間が4月未満の場合にあっては、当該許可期間の初日から2週を経過する日)

(2) 貸しロッカー 許可期間の末日の1月前の日(許可期間が、1月未満の場合にあっては当該許可期間の初日から2週を経過する日、2週未満の場合にあっては当該許可期間の末日)

(使用の中止)

第10条 第8条の規定により使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、枚方市立サプリ村野NP0センター(以下「センター」という。)の施設及び附属設備(以下「センターの施設等」という。)の使用を中止しようとするときは、あらかじめ、枚方市立サプリ村野NP0センター使用中止届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、一時利用室の使用の許可を受けたもののうち、第6条第1項の使用者ID番号の付与を受けているものは、インターネットを利用し、又は庁舎その他の

施設に設置する機器を使用して、当該一時利用室の使用の中止の届出を行うことができる。

3 長期利用室及び貸しロッカーの使用の中止の届出は、当該中止しようとする日以後の許可期間の全部について中止するときでなければ、することができない。

4 貸しロッカーの使用の中止の届出は、月の途中において、することができない。ただし、許可期間の全部について中止するときは、この限りでない。

(平25規則49・一部改正)

(附属設備使用料)

第11条 条例第10条第1項の附属設備使用料の額は、別表第1のとおりとする。

(使用料の納付)

第12条 条例第10条第2項ただし書の規則で定めるときは、第4条第2項の規定により使用の許可の申請がされた場合とする。

2 第10条第1項又は第2項の規定によりセンターの施設等の使用の中止の届出をした場合における使用料の納付の期限は、当該使用の許可の申請が第4条第2項の規定によりされた場合にあっては、当該使用の許可において使用の開始とされていたときとする。

(使用料の還付)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第11条ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

(1) 天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、センターの施設等を使用することができなくなったとき 当該使用料(長期利用室及び貸しロッカーにあっては、当該使用することができなくなった期間に係るものに限る。)に相当する額

(2) 第10条第1項又は第2項の規定による届出を次に掲げる中止しようとする施設の区分に応じ、それぞれ次に定める日までに行ったとき 当該使用料(長期利用室及び貸しロッカーにあっては、当該使用しなくなった期間に係るものに限る。)に相当する額

イ 一時利用室 使用日の1週前の日

ロ 長期利用室 中止しようとする日の1月前の日

ハ 貸しロッカー 中止しようとする月の1日(第10条第4項ただし書の規定により月の途中で中止する場合にあっては、使用開始日)の1週前の日

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするものは、枚方市立サブリ村野NP0センター使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(平25規則49・一部改正)

(使用料の減免)

第14条 市長は、一時利用室の使用（第5条第1項第2号及び第3号に掲げるものに係るものを除く。）について次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第12条の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

（1） 次に掲げる障害者（児）が5人以上含まれる団体が使用する場合 当該使用料の5割に相当する額

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ハ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者

ニ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者

（2） 校区コミュニティ協議会が使用する場合 当該使用料の5割に相当する額

（3） 行政と連携して実施する事業のために使用する場合 当該使用料に相当する額

（4） 本市、本市教育委員会その他本市の機関が公用で使用する場合 当該使用料に相当する額

（5） 前各号に掲げる場合のほか、市長が特に認めるとき 市長が別に定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとするもの（本市の機関を除く。）は、枚方市立サプリ村野NP0センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（平25規則49・平28規則1・一部改正）

（使用料の額が10割増しとならない団体）

第15条 条例別表1の表備考1及び2の表備考の規則で定めるものは、第5条第1項第1号に掲げるものとする。

（特別の設備の設置等）

第16条 使用者は、センターの施設等の変更、特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使用の許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をするに当たっては、センターの管理運営上必要な条件

を付することがある。

(定員)

第17条 センターの施設の定員は、別表第2のとおりとする。ただし、センターの管理運営上支障がない場合で、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(損傷等の届出)

第18条 使用者又は入館者は、センターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長にその旨を届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用者等の遵守事項)

第19条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設等の使用の開始時又は終了時に、係員にその旨を申し出ること。
- (2) 第8条の規定により交付する許可書を携帯し、係員から請求があったときは、これを提示すること。
- (3) 善良な管理者の注意をもってセンターの施設等を使用すること。
- (4) 使用許可を受けていないセンターの施設等を使用しないこと。
- (5) 使用許可を受けた使用時間内で準備及び後片付けを行うこと。
- (6) センター内において、次に掲げる行為をしないこと。

イ 他の使用者及び入館者に危害又は迷惑を及ぼす行為

ロ 市長の承認を受けずに、印刷物、ポスター等を掲示し、又は他の使用者及び入館者にそれらの物を配布する行為

ハ 使用許可を受けたセンターの施設以外の場所で行うアンケートの収集、署名活動その他これらに類する行為

ニ 所定の場所以外の場所で市長の承認を受けずに、飲食し、又は火気を使用すること。

ホ 喫煙すること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

2 入館者は、前項第3号、第4号、第6号及び第7号に規定する事項を遵守しなければならない。

(平31規則41・一部改正)

(入館の制限)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を禁じ、又は退館を命じることがある。

- (1) センターの施設等を損傷し、又はそのおそれのある者

(2) 前条第1項第6号イからホまでに掲げる行為を行い、又はそのおそれのある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則〔平成25年3月29日規則第19号〕

この規則は、公布の日から施行する。

附 則〔平成25年11月20日規則第49号抄〕

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

附 則〔平成28年1月4日規則第1号〕

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

附 則〔平成31年4月12日規則第41号〕

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第11条関係）

一時利用室附属設備

附属設備名	単位	金額
プロジェクター	1台1回	1,000円
スクリーン	1台1回	1,000

備考 同一日において連続した複数の使用区分にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。この場合における使用回数は、1回とする。

別表第2（第17条関係）

施設名	定員
一時利用室1	30人
一時利用室2	15
長期利用室1	30
長期利用室2	15

様式第1号(第2条関係)

枚方市立サブリ村野NPOセンター団体登録申請書

年 月 日

(宛先)
枚方市長

申請者 氏 名 _____

電話

次のとおり登録を申請します。

団 体 名		フリガナ			構成人数	(市内 人)
代 表 者		住 所	(〒)			
		氏 名	フリガナ		電 話	
代表者以外の連絡先		氏 名	フリガナ		電 話	
		氏 名	フリガナ		電 話	
		氏 名	フリガナ		電 話	
		氏 名	フリガナ		電 話	
		氏 名	フリガナ		電 話	
暗 証 番 号					←ID番号の付与を申し込む場合は数字4桁を記入	
電子メールアドレス		※予約等の確認メールの配信を希望する場合				
団 体 区 分		☐ 非営利団体 ☐ 営利団体、政治・宗教団体				
活 動 内 容		(主な活動場所： 定例活動日：)				
会 費 等		入 会 費	無 ・ 有 (円)			
		会 費	無 ・ 有 (1人当たり 円／)			
		会費の主用途				
講師謝礼等		講 師	無 ・ 有 (講師名)			
		謝 礼 金 額	1回 円(月額 円)			
属 性	☐ 障害者(児)が5人以上含まれる団体 ⇒障害者手帳等の交付を受けている人数()人					
	☐ 校区コミュニティ協議会					

※下記の欄は、記入しないでください。

受 付 年 月 日	年 月 日	有 効 期 限	年3月31日
I D 番 号			

様式第2号(第2条関係)

枚方市立サブリ村野NPOセンター使用団体登録証

年 月 日

_____様

枚方市長

次のとおり登録します。

団 体 名					構 成 人 数	人 人 (市内 人)
代 表 者	住 所	(〒 —)				
	氏 名				電 話	
使 用 者 I D 番 号						
暗 証 番 号						
電子メールアドレス						

交 付 年 月 日	年 月 日	有 効 期 限	年 3月31日
-----------	-------	---------	---------

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 2 条関係)